

「小規模特認校」の西荒屋小学校で、 楽しく学びませんか？



小規模特認校制度って何？

小規模校で学びたい、子どもを学ばせたいという希望者に対して、内灘町内にある現在の住所のまま、所定の条件のもと、小規模特認校として認定された西荒屋小学校に入学・転入学できる制度です。小規模特認校に、通学区域外から入学・転入学できるようにすることで、個々の適性を生かしたきめ細かな教育活動を推進していくとともに、児童数の増加を図ることをねらいとしています。

小規模校のよさを生かした教育をしています！

- ・1クラスの人数が少ないので、一人一人の活躍する場が多く、個を大切に授業が行われています。
- ・体験活動などを積極的に授業に取り入れたり、外部人材の方をお招きして授業に参加していただいています。
- ・高学年が企画・運営する楽しいたてわり活動や、授業や休み時間での日常的な異学年交流が年間を通して行われています。
- ・外国の方をお招きしたイベントなどを通して、「使える英語」が身につくような、楽しんで英語を学ぶ環境を整えています。

誰でも入学・転入学できるの？

- ① 西荒屋小学校の教育活動に賛同・協力していただけること
 - ② 通学に当たっては、保護者の方が、責任を持って送迎していただけること
 - ③ 1年以上の通年通学をさせること ※原則として、卒業までの通学とします。
- ※以上の点について、ご理解いただける方は入学・転入学できます。

(注：校長との面談など、所定の手続きが必要になります。)

西荒屋小学校の
ホームページです。
子ども達の活動の様子
をぜひご覧ください。



詳しいことが知りたいなあ

小規模特認校制度について詳しいことをお知りになりたい方、西荒屋小学校の見学を希望される方、西荒屋小学校に入学をお考えの方で、西荒屋小学校で就学時健康診断を受診されたい方は、内灘町教育委員会学校教育課までお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

内灘町教育委員会 学校教育課

TEL: 076-286-6717

FAX: 076-286-6714

メールアドレス: gakkoukyoiku@town.uchinada.lg.jp



＜内灘町ホームページ＞

小規模特認校制度について
ご覧いただけます。

※能登半島地震により被害を受けた校舎等の復旧工事完了まで鶴ヶ丘小学校にて授業を行っています。